

兵庫県病院薬剤師会西宮支部会則

- 第1条 本会を兵庫県病院薬剤師会西宮支部という。
- 第2条 本会は西宮市、芦屋市、宝塚市の病院・診療所に勤務する薬剤師を以って会員とする。
- 第3条 本会は病診勤務薬剤師の相互の親睦を深め併せて業務連絡研修を行うことを目的とする。
- 第4条 総会は年1回開く。その他必要ある時は支部長が招集する。総会は会員の過半数の出席がなければ開けない。
- 第5条 総会の議決は総会出席者の過半数によって定める。
- 第6条 例会は隔月に開くことを原則とする。
- 第7条 本会の経費は会費及び特別会費を以ってこれにあてる。
- 第8条 会費は1ヶ年 2,000 円とし、途中入会は半期（6ヶ月）1,000 円とする。但し、既納の会費は返還しない。
- 第9条 本会に支部長1名、副支部長3名以内、監事、幹事若干名をおく。支部長、監事の選出は会員の3分の2以上の出席者により選挙する。
- 第10条 副支部長、幹事は支部長が委嘱する。会計は幹事中より選ぶ。
- 第11条 本会に顧問、相談役をおくことができる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第13条 役員任期は2ヶ年とし再任は妨げない。

附 則

本会則は昭和44年4月1日より施行する。

改 訂

平成10年4月1日施行

平成19年4月1日施行